

生殖 / 医療と家族援助

～多様なジェンダーと家族～

荒木晃子

タイトルに / を入れた訳

タイトルの生殖と医療の間に「/」を入れてみた。今号で取り上げる「ある家族」を語るには、「生殖医療」というタイトルが相応しくないと判断した故である。その家族を語るためには、生殖を補助する生殖医療は相応しくないものの、「生殖」と「医療」それぞれが重要なキーワードとなる。以下に、そんな家族を紹介したい。

ある家族の物語

西日本のとある地方に、両親と息子の 3 人家族が暮らす小さな村がある。日本の四季折々に芽吹く大地のめぐみは、家族の生活を、親子の健康を、そして、ひとり息子の成長の糧となっていた。

小学生の息子は、妻と離婚した前夫との間に生まれたため、現父との血縁関係はない。更に、家族とはいえ、夫婦の間に法的婚姻関係がないため、現実には、事実婚カップルと妻の連れ子の 3 人の家族形態である。しかし、法律上、家族とは呼ぶことができない彼らは、誰がみても仲のよいご夫婦であり、どこからみても、子どもが主役の陽気な仲良しファミリーだ。

確かに、最近、生殖医療の現場でも、子どもが欲しくて不妊治療を受療する事実婚カップル（法的婚姻関係が無くても、双方が非婚である、一定期間同居所に住民票があるこ

とが認められる等の条件が揃っている）が増えたと感じる。そう考えると、その家族も、法的な婚姻関係は望まないが、子どもは望むという新たな家族のかたちの象徴といえるのかもしれない。が、家族には、その家族にしか分からない様々な事情があり、そのうえで家族なのであるから、憶測や推測だけで他人がとやかく言う筋合いはない。

いずれにしても、親子は、今この瞬間も、山・川・大地・森・雨・太陽など、ありとあらゆる自然のめぐみの恩恵を受けた暮らしを営む家族である。通常、小さな村のコミュニティは、人間関係が密接で、運命共同体といっても過言ではない。特に、過疎化が進む地方の村では、誰 1 人として知らない住人はおらず、みな顔見知りだと耳にしたことがある。法的婚姻関係の無い、父と子の法的親子関係が成立していないその家族は、小さなコミュニティの中で、その地域の人々とどのような人間関係を築き、日常生活を営んでいるのだろうか。その生活ぶりを、家族が揃った席でエピソードを交えて伺うことができた。

非婚者である夫と実子をもつ妻は、共に法律上の夫婦になることを望んでいた。願いが叶わない日々の中、ある日、息子の発案で、小学校の友達、その親たち、地域の仲間や友人・知人の協力を得て、両親のためにサプライズ結婚式を企画したという。当日は、手作りの結婚式が用意されていることも知らず、

夫婦は会場まで出かけ、仲間が用意したタキシードとウエディングドレスに着替え、彼らの愛するひとり息子を筆頭に、仲間の祝福に包まれたようだ。

その時のよろこびを語る父親の目には、うっすらと涙が浮かんでいたように思う。妻と視線を合わせ、そばに座っていた息子に感謝の言葉をかけると、「オレじゃねえ!」と照れた様子でっけんどんな返事を返す。不思議におもい、その顔を見ると、何とも恥ずかしげな、でもうれしそうな、「余計なことをいうな!」といわんばかりの微笑みをたたえた、あどけない表情をしている。「この子はシャイなんです」とは父親の談である。会話の背景には、仲睦まじい家族の姿があった。この夫婦に法的婚姻関係が「ない」のではなく、「認められない」ことを不思議に思い、その理由をたずねてみた。

夫の、父の、家族の闘い

誰からみても、仲のよいカップルとその息子にしか見えない家族である。夫婦はこれまで、共に法的婚姻関係を結ぶため、自分たちにできることを全てやり尽くしたという。

本籍地のある地域の行政機関へ婚姻届を提出し、それが不受理となると、代理人の弁護士を立て、その地域の家庭裁判所へ婚姻届の不受理を不服として訴えを起こした。結果、彼らに届いた不受理証明書には、「女性同士を当事者とする本件婚姻届は不適法であるため」と記載されている。息子の父親である U 氏は、生物学的性別（生まれたときの性）は女性であるが、すでに戸籍名を男性名に変更（改名）し、社会的には男性として生活を送る FtM トランスジェンダーである。つまり、戸籍名は男性であるが、戸籍の性別

は女性のため、「女性同士の婚姻届は不適法」との理由だ。これは、憲法 24 条「婚姻は両性の合意のみに基づき成立する」という規定に依拠するものであろう。この場合、「両性」を、男性、女性といった「二つの異なる性」と捉えるか、女性と女性、男性と男性といった「二つ（二者）の性」と捉えるかの、憲法の規定はない。家庭裁判所の結果を受けた U 氏は、あらためて弁護士と話し合い、違憲の疑いが強い「特例法」でその後の裁判を戦っていくことに移行したという。

この不服申し立て裁判の結果について、「（申立人は）性同一性障害者なんだから、（現在は）特例法（違法性なし）も完備されていて、手術すれば性別は変えられるのだから、その手段をとるのが先でしょ。という論法（立法裁量論）だと理解しました。ただ、この裁判を進めても同性婚を争うことになるので、それは本意ではないため、さっさと引き下がりました。戸籍法的に、簡単には動かないことが容易に想像されたからです。」とは、後日ご本人から筆者に届いたメッセージである。

その後、地域の高等裁判所が決定した「性別の取り扱いの変更申し立て却下審判」に対して、U 氏（とその弁護士）は最高裁判所へ特別抗告するも、結果は棄却。最高裁判所の決定は、「特例法」を合憲とした。しかしながら、その決定に際し、2 名の裁判官の補足意見は、国内外から高い注目を集める内容であったことも事実である。U 氏から提供を受けた「最高裁判所の決定」にある補足意見の結語の一部を、U 氏の了解を得たうえで、以下に紹介する。

「（前略）性同一性障害者の性別に関する苦痛は、性自認の多様性を包括すべき社会の側の問題でもある。その意味で、本件規

定に関する問題を含め、性同一障害者を取り巻く様々な問題について、さらに広く理解が深まるとともに、一人ひとりの人格と個性の尊重という観点から各所において適切な対応がされることを望むものである。」(平成31年1月23日最高裁判所第二小法廷)

夫の、父の、家族の願い

ここに紹介したU氏の闘いは、2016年3月に婚姻届を提出して以降、最高裁判所が決定した2019年1月まで続いていた。その間、闘いに要した34ヶ月余りの日々を、U氏は家族や地域の人々と共に自然の中で生活を営み、法廷では闘い抜いた。それは、自分と同じような苦しみを抱える誰かのため、彼らの家族のためであったに違いない。U氏のお人柄に触れ、そう確信した。しかし、日々の暮らしを維持しつつ、最後まで裁判を闘い抜くということが、どれほど精神的負荷が大きいか身をもって経験した筆者には、U氏の計り知れない強靱な精神力に驚くばかりである。生涯の伴侶として常に寄り添う妻も、又しかり、であろう。頬を赤らめ全身で父親にぶつかってくる息子は、うまく言葉で自分の気持ちを伝えることができない、幼い子どもの精一杯の愛情表現だったに違いない。両親にある“おとなの事情”は、親子にとって、家族の問題となってしまうことが、その情景から明らかであった。

前篇に登場した FtM トランスジェンダー当事者とは異なり、U氏はホルモン治療等で、可能な限り男性の身体への変化を望むも、健康な自分の身体にメスを入れるリスクは避けたいと考えている。自認する性と戸籍の性別には違和があっても、その健康な身体への違和感はないという。ありのままの自分の身

体を受け入れ、その心を慈しむ人物、且つよき父、よき夫でもあった。

特例法とは、「性同一障害者の性別の特例に関する法律」を指し、その内容は、当事者へ身体的侵襲を伴う手術要件を定めた以下の規定である。

【特例法】

性同一障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律(2003年制定、2008年改正、以下、特例法)は、家庭裁判所が性別の取り扱いの変更の変更を審判できる要件として、①20歳以上であること(年齢要件、2022年4月からは18歳)、②現に婚姻をしていないこと(非婚要件)、③現に未成年の子がいないこと(子無し要件)、④生殖腺が無いこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること(生殖不能条件)、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器にかかる部分に近似する外観を備えていること(外観近似要件)
